

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 交付基準額	3 対象経費
① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）		<p>特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
特別養護老人ホーム	1,230千円×定員数	
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護老人保健施設	61,000千円×施設数	
介護医療院	61,000千円×施設数	
養護老人ホーム	2,600千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
③ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護老人保健施設	61,000千円×施設数	
介護医療院	61,000千円×施設数	
養護老人ホーム	2,600千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円×整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 交付基準額	3 対象経費
<p>① 介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</p>		
<p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p>	<p>914 千円 × 定員数</p>	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増築（床）、改築、増改築若しくは、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換（介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。）の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。</p>
<p>介護老人保健施設</p>		
<p>介護医療院</p>		
<p>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>		
<p>養護老人ホーム</p>		
<p>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>	<p>4,580 千円 × 施設数</p>	
<p>訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）</p>	<p>239 千円 × 定員数 （転換前床数）</p>	
<p>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。また、介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）</p>		
<p>介護老人保健施設</p>		
<p>介護医療院</p>		
<p>ケアハウス</p>		
<p>有料老人ホーム</p>		
<p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p>		
<p>認知症高齢者グループホーム</p>		
<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p>		
<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>		
<p>生活支援ハウス</p>		
<p>サービス付き高齢者向け住宅</p>		
<p>② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</p>		<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p>
<p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p>	<p>458 千円 × 定員数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの購入、リース契約に係る経費（介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
<p>介護老人保健施設</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
<p>介護医療院</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）
<p>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、
<p>養護老人ホーム</p>		
<p>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>		

	<p>介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。))</p> <ul style="list-style-type: none">・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外)
--	--

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	4 補助率
<p style="text-align: center;">【本体施設】</p> <p>定員30名以上の広域型施設等（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る）</p> <p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p style="text-align: center;">【合築・併設施設】※</p> <p>定員29名以下の地域密着型施設等</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>介護予防拠点</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>生活支援ハウス</p> <p>緊急ショートステイ</p>	<p>対象施設ごと（設置主体が地方公共団体等であるものを除く。）</p> <p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価の2分の1</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p>	<p>1 / 2</p>

※ 実施要綱第4の1（4）の表の定める本体施設を整備する場合に、合築・併設施設を整備する場合においては、当該敷地についても交付対象とする。

(参考) 実施要綱第4の1（4）に定める本体施設

定員30名以上の広域型施設等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス ・ 養護老人ホーム ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 交付基準額	3 対象経費													
<p>① 既存施設のユニット化改修 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設のうち定員が30人以上の施設、介護療養型医療施設においては政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る)</p> <table border="1" data-bbox="209 349 683 696"> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="7"> ・「個室→ユニット化」改修 1,300 千円 × 整備床数 ・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修 2,600 千円 × 整備床数 </td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td></td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム	・「個室→ユニット化」改修 1,300 千円 × 整備床数 ・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修 2,600 千円 × 整備床数	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等	介護老人保健施設	ケアハウス	特別養護老人ホーム	介護医療院	認知症高齢者グループホーム			<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)</p> <p>に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>		
特別養護老人ホーム	・「個室→ユニット化」改修 1,300 千円 × 整備床数 ・「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修 2,600 千円 × 整備床数														
介護老人保健施設															
介護医療院															
介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設等															
介護老人保健施設															
ケアハウス															
特別養護老人ホーム															
介護医療院															
認知症高齢者グループホーム															
<p>② 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設(地域密着型特別養護老人ホームを除く)に限る)</p>	<p>800 千円 × 整備床数</p>														
<p>③ 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 (政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する場合についても対象とする。)</p>	<table border="1" data-bbox="209 1043 683 1426"> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td rowspan="2"> ・創設 2,440 千円 × 転換前床数 </td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス</td> <td rowspan="3"> ・改築 3,020 千円 × 転換前床数 </td> </tr> <tr> <td>有料老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td rowspan="5"> ・改修 1,220 千円 × 転換前床数 </td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td>生活支援ハウス</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅</td> </tr> </table>	介護老人保健施設	・創設 2,440 千円 × 転換前床数	介護医療院	ケアハウス	・改築 3,020 千円 × 転換前床数	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	認知症高齢者グループホーム	・改修 1,220 千円 × 転換前床数	小規模多機能型居宅介護事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	生活支援ハウス	サービス付き高齢者向け住宅	
介護老人保健施設	・創設 2,440 千円 × 転換前床数														
介護医療院															
ケアハウス	・改築 3,020 千円 × 転換前床数														
有料老人ホーム															
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室															
認知症高齢者グループホーム	・改修 1,220 千円 × 転換前床数														
小規模多機能型居宅介護事業所															
看護小規模多機能型居宅介護事業所															
生活支援ハウス															
サービス付き高齢者向け住宅															
<p>④ 介護施設等の看取り環境の整備 (政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)</p> <table border="1" data-bbox="209 1532 683 1843"> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="6"> 3,820 千円 × 施設数 </td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム	3,820 千円 × 施設数	介護老人保健施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)</p>						
特別養護老人ホーム	3,820 千円 × 施設数														
介護老人保健施設															
介護医療院															
養護老人ホーム															
軽費老人ホーム															
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)															
<p>⑤ 共生型サービス事業所の整備 (政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る)</p> <table border="1" data-bbox="209 1948 683 2045"> <tr> <td>通所介護事業所</td> <td rowspan="2"> 1,130 千円 × 事業所数 </td> </tr> <tr> <td>短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所</td> </tr> </table>	通所介護事業所	1,130 千円 × 事業所数	短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所												
通所介護事業所	1,130 千円 × 事業所数														
短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所															

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 交付基準額	3 対象経費
政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。		
① 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業		
簡易陰圧装置設置経費支援	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院、介護療養型医療施設 (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設を除く) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で「介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」の対象となる事業所を除く)	4,710 千円 × 知事が認めた台数 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業		
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院、介護療養型医療施設 (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上)	1,090 千円 × 1か所 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
従来型個室多床室のゾーニング経費支援	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設を除く)	6,540 千円 × 1か所
家族面会室の整備等経費支援	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で「介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業」の対象となる事業所を除く)	3,820 千円 × 施設・事業所
③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業		
多床室の個室化経費支援事業	特別養護老人ホーム (定員30人以上) 介護老人保健施設 (定員30人以上) 介護医療院、介護療養型医療施設 (定員30人以上) 養護老人ホーム (定員30人以上) 軽費老人ホーム (定員30人以上) 有料老人ホーム	1,070 千円 × 定員数 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度

	<p>(定員29人以下の特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設を除く)</p>	<p>額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
	<p>短期入所生活介護事業所 (介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で「介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業」の対象となる事業所を除く)</p>	

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	4 補助率
定員30名以上の広域型施設等（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る）			
<p>特別養護老人ホーム</p> <hr/> <p>介護老人保健施設</p> <hr/> <p>介護医療院</p> <hr/> <p>ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p> <hr/> <p>介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p>	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡</p> <p>※ 上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>1 / 3</p>